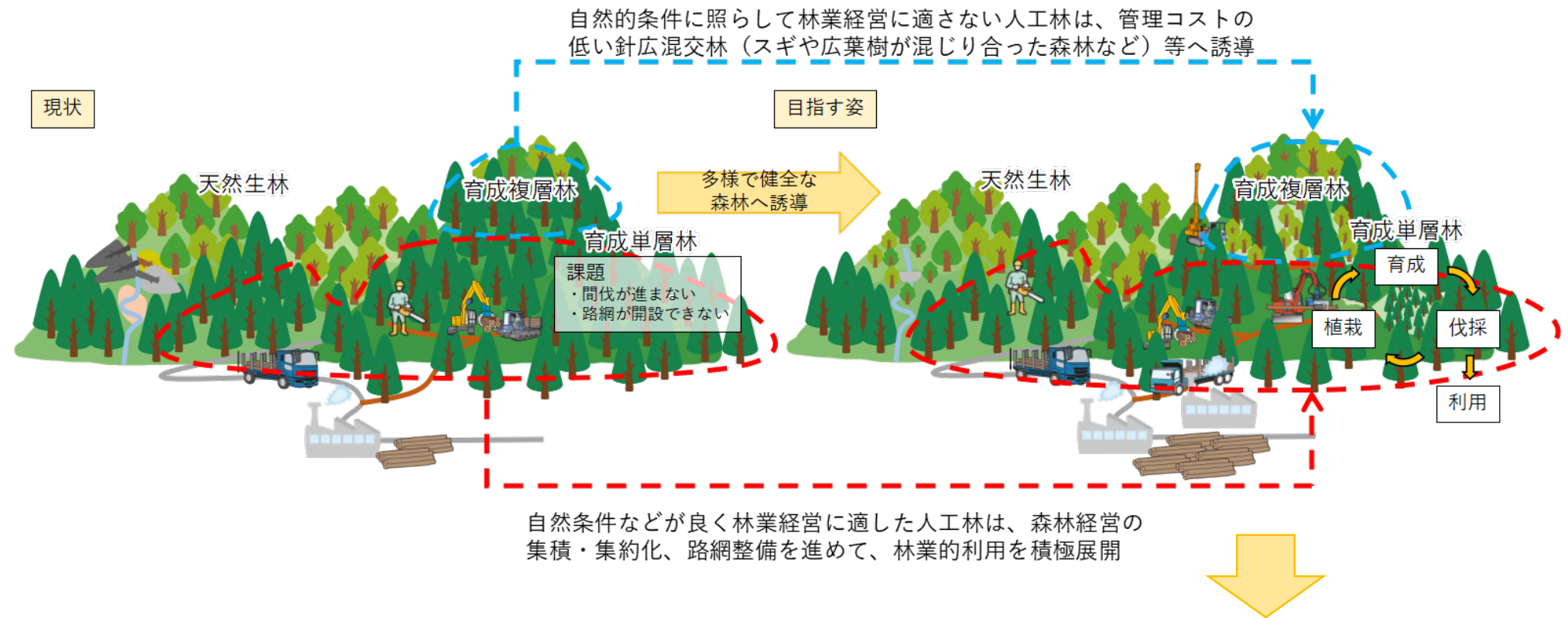


森林経営管理法の概要と 所有者不明森林への対応

令和 2 年 8 月
林野庁

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方

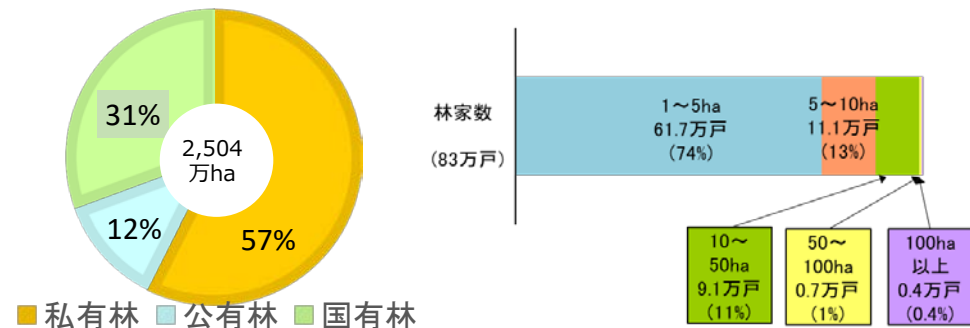


**森林の有する多面的機能の発揮
と林業の成長産業化の実現**

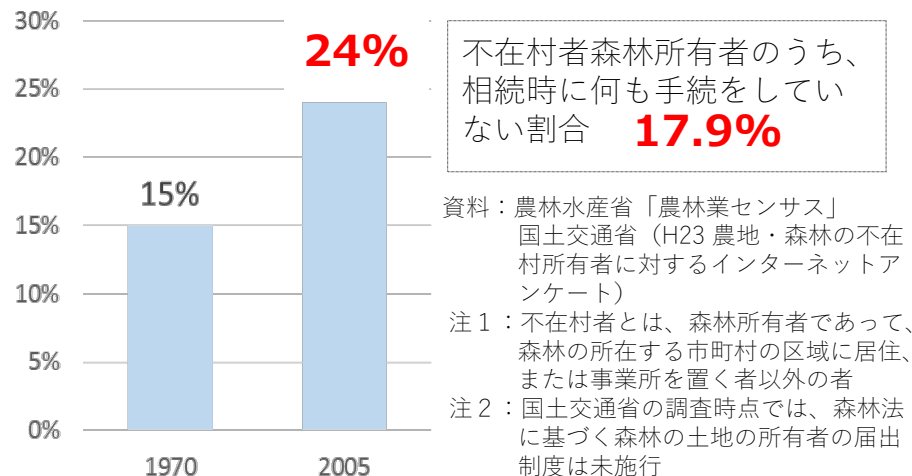
森林の所有構造、所有者不明森林の状況について

- 森林面積の約6割は私有林であり、とりわけ人工林にあつては、その約3分の2経営管理が不十分となっているおそれ
- 森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、所有者情報の把握は早急な対策が必要
- 所有者不明森林は森林の経営管理などに支障

■ 森林の所有構造と経営管理の状況



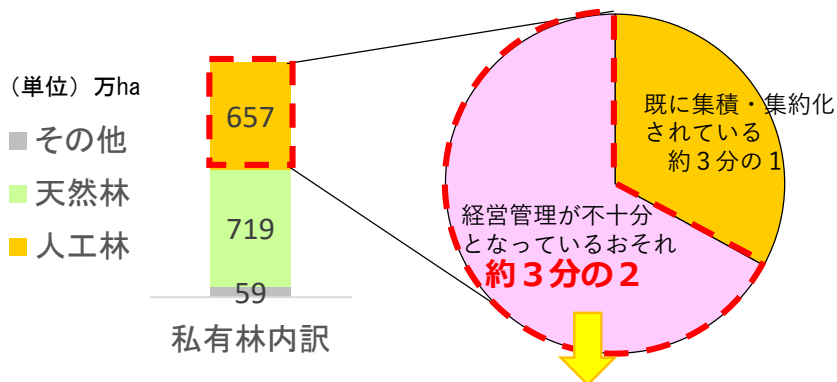
■ 不在村者保有の森林面積の割合



■ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

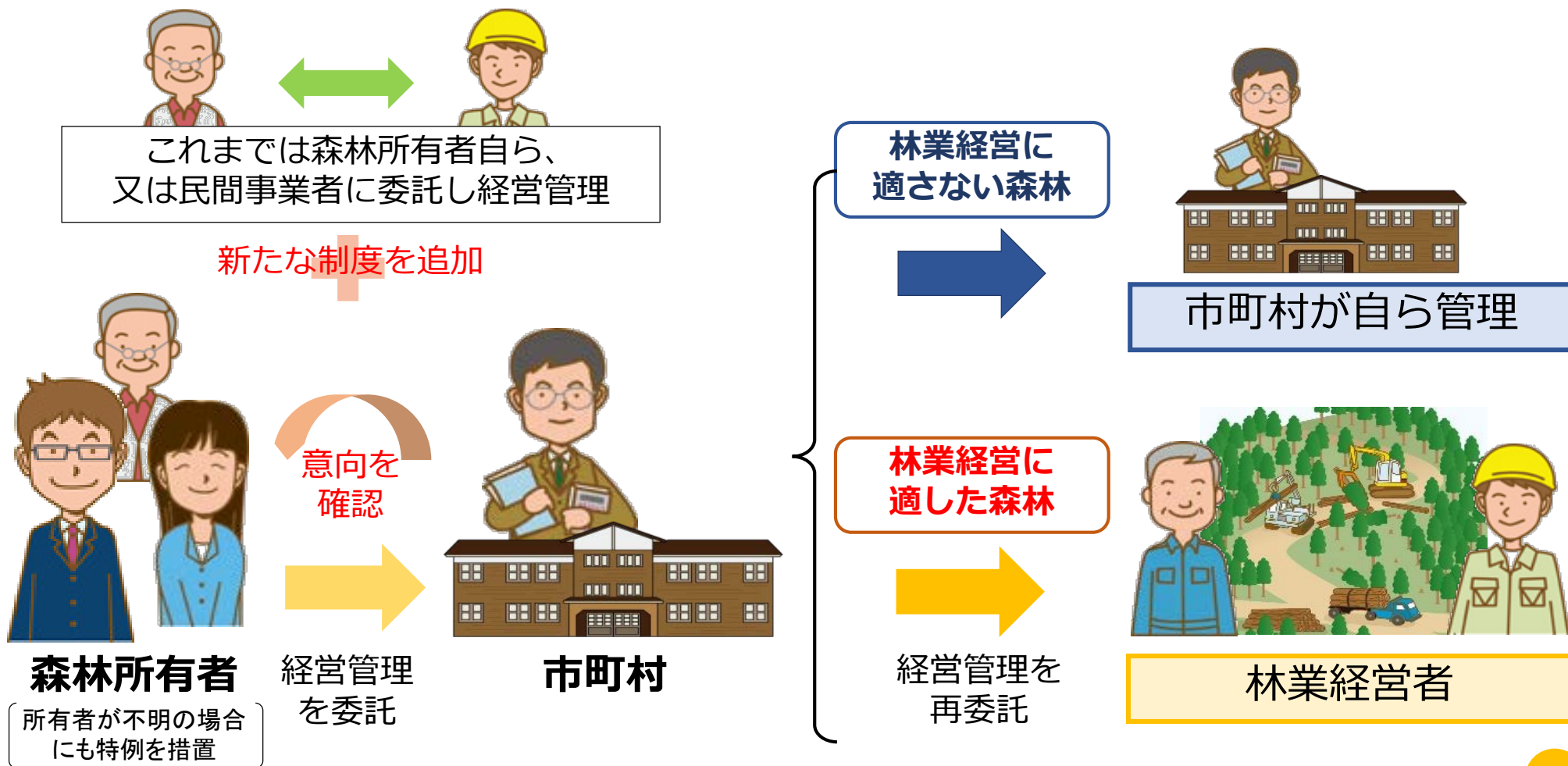
資料：国土交通省 (平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人 (土地所有者) の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。



従来の取組に加え、
新たな制度も活用し整備

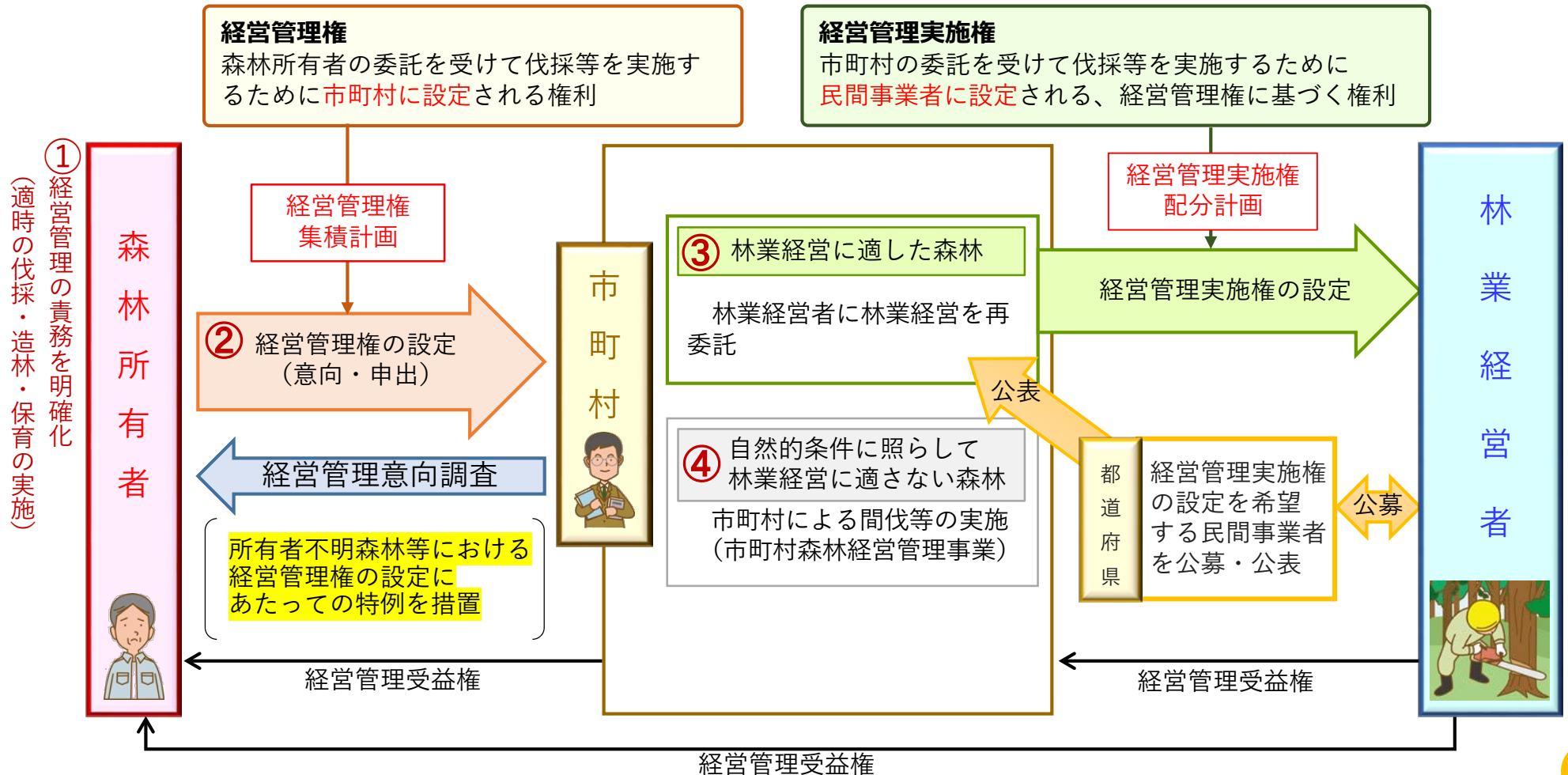
森林経営管理法のスキーム

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



森林経営管理法の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託**を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、**林業経営者に再委託**
- ④ 林業経営に適さない森林にあつては、**市町村が管理を実施**

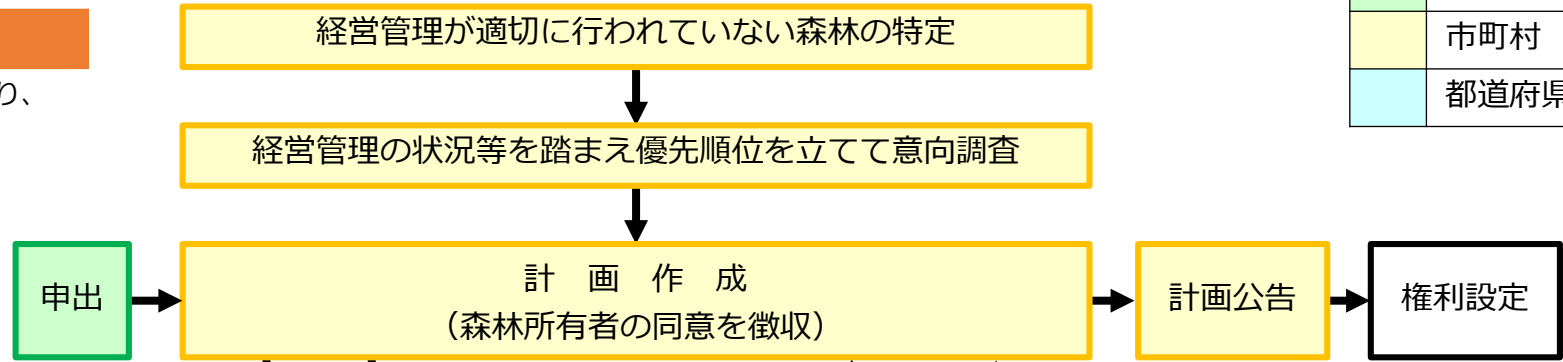


所有者不明森林等に関する特例措置

	森林所有者
	市町村
	都道府県

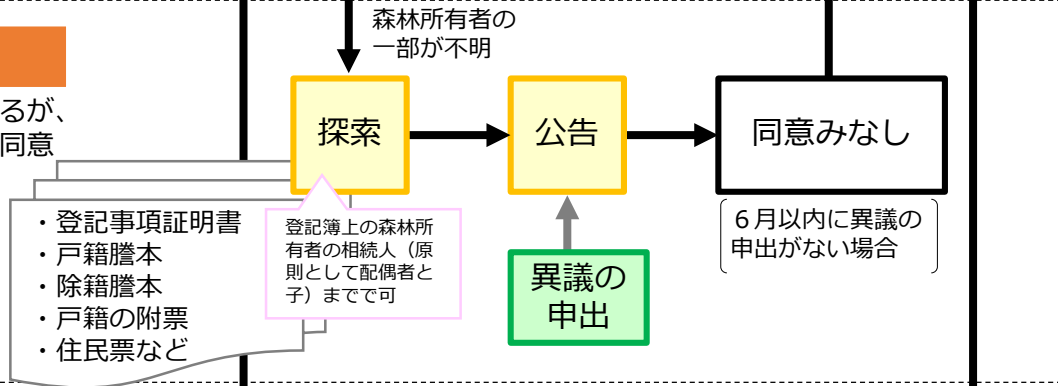
原則

森林所有者全員が知れており、全員が計画作成に同意



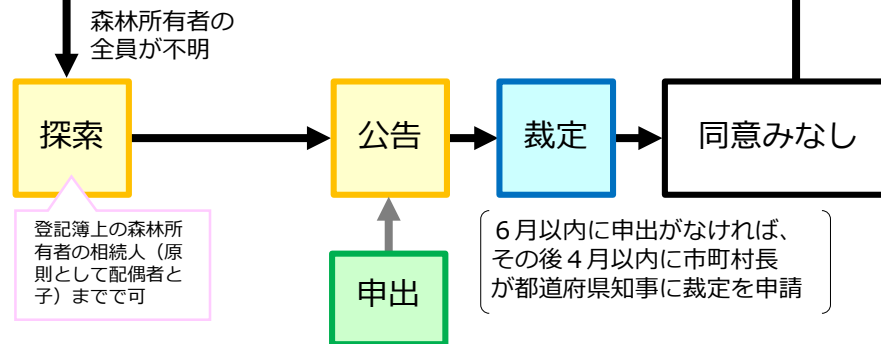
共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、知っている全員が計画作成に同意



所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
 - いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
 - 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
または、
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

(目的)

第1条 この法律は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

(責務)

第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。
2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経営管理権集積計画の作成)

第4条 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。

2～（略）

(裁定)

第27条 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2～（略）

■ 法律の目的は大きく2つ

- ① 林業の持続的発展
- ② 森林の有する多面的機能の発揮

■ 所有者・市町村の責務

所有者に経営管理の責務を明確化した上で、市町村にも努力義務

■ 市町村が法律を活用する場面

市町村に経営管理を集積することが必要かつ適当と認める場合

■ 所有者不明森林の特例を使う場面

所有者が不明であり、現に経営管理が行われておらず、市町村に経営管理を集積することが**必要かつ適当**である場合

森林経営管理法の運用（1）

平成30年12月21日付 30林整計第713号 林野庁長官通知

第3 責務

1 森林所有者の責務

- (1) 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境保全、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有しており、自然的社会的経済的諸条件に応じて適時に伐採、造林及び保育を実施しなければ、国民生活に大きな影響を及ぼし得ることから、森林所有者は所有者として森林を適切に経営管理する責務があることを法第3条第1項に規定し、その旨を明確化しているところである。
- (2) 法第3条第1項の「適時に伐採、造林及び保育を実施する」とは、森林法（昭和26年法第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに伐採、造林及び保育を実施することをいうものとする。

第4 経営管理権集積計画の作成

1 経営管理権集積計画を定める森林について

- (1) 法第4条第1項の「当該森林についての経営管理の状況」とは、森林施業の状況、周辺森林における集約化の状況、今後の経営管理についての森林所有者の意向の状況等が挙げられる。
- (2) 法第4条第1項の「当該森林の存する地域の実情その他の事情」とは、経営管理を担う民間事業者の状況、路網の整備状況、製材工場の立地状況等が挙げられる。
- (3) 法第4条第1項の「当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」とは、経営管理が行われていない森林で、引き続き森林所有者が経営管理を行う見込みがない場合で、経営管理の集積を図ることにより林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる場合が挙げられる。
- (4) 「経営管理が行われていない森林」とは、当該森林又は当該森林の周辺の森林の経営管理の状況等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず、長期間にわたって施業が実施されていない森林のことをいうものとする。

■所有者の責務の背景

国民生活への影響も踏まえ、森林の有する**多面的機能を持続的に発揮させる必要**

■具体的な責務の内容

市町村森林整備計画に沿った**経営管理を行うこと**

■市町村に集積することが「必要かつ適当」と判断する際のポイント

- ①まず、森林所有者の意向を確認
- ②現に経営管理が行われていない
- ③引き続き、行われる見込みがない
- ④森林施業を実施する必要がある

森林経営管理法の運用（2）

第10 所有者不明森林

1 所有者不明森林について

- (1) 法第24条の「森林所有者を確知することができないもの」は、市町村による経営管理意向調査により森林所有者が不明であることが明らかとなった森林とする。
- (2) 略

2 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の内容について
市町村は、所有者不明森林で経営管理権集積計画を定めるときは、当該森林の森林所有者と当該計画の内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を記載するものとする。

3 略

4 所有者不明森林に係る裁定等について

- (1) 法第27条第1項の「現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」は、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱しているにもかかわらず施業が実施されておらず、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが法第24条に規定する探索により明らかである場合であって、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等が集積・集約の意向を有しているか等の事情を勘案して、市町村に経営管理権を設定することが必要かつ適当であると認める場合が挙げられる。

(2) ～略

■市町村が特例措置を講じようとする際のポイント

- ①所有者が不明であることが明らかであること
- ②法目的の達成のため、**必要最小限の内容**であること
- ③市町村森林整備計画に沿った**標準的な方法**であること

■都道府県が裁定する際のポイント

- ①市町村森林整備計画の標準的な方法から著しく逸脱していること
- ②施業が実施されていないこと
- ③所有者が不明であることが明らかであること

森林経営管理法の運用上の課題

平成30年12月21日付 30林整計第714号 林野庁計画課長通知

■ 所有者不明森林制度を使う場面（林野庁長官通知）

市町村森林整備計画に定められた**標準的な施業方法から著しく逸脱**しているにもかかわらず施業が実施されていないこと

■ 具体の判断材料（林野庁計画課長通知）

- ① 林分が**過密状態**であること（**収量比数0.85以上**、立木本数が自然枯死線以上であること）
- ② 目的樹種の林木が、草本類や目的外樹種、つる類によって著しく生育が阻害されており、**成林が見込めない**こと
- ③ 枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは**活力ある森林に回復しない**と見込まれること

■ 運用する市町村・都道府県の不安

- ✓ **どのような森林**であったら、所有者不明森林制度を使っていいのか
- ✓ **どのような目的**であったら、使ってもいいのか（他人の**財産を侵害**することにはならないだろうか…）
- ✓ 使ってもいい**具体的なケース、具体的な指標**を用意してもらわないと使えないよ…

さらなる具体的な指標、活用場面、活用における留意事項等の検討